

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、管理者、副管理者、行政委員会の委員及び附属機関の委員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

第 3 条 前条の報酬は、その職についた日の属する月分から支給する。

2 前条各号に掲げる特別職の職員が、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その職を離れた日の属する月分まで報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。

第 4 条 年額をもって定める者の報酬は年度末に、月額をもって定める者の報酬は毎月 21 日に、それぞれ支給する。

2 日額をもって定める者の報酬は、その都度これを支給する。ただし、勤務の日数に応じて合算し、月額としてこれを支給することができる。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、管理者及び副管理者については岸和田市の特別職の職員で常勤の者の例によるものとし、その他の特別職の職員については岸和田市の特別職の職員で非常勤の者の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 31 日条例第 4 号）

この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 4 日条例第 5 号）

この条例は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 15 日条例第 4 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

（1） 執行機関の委員

区分	報酬の額	
管理者	月額	13,000 円
副管理者	月額	12,000 円
監査委員 識見を有する者	月額	10,000 円
監査委員 議会議員	月額	2,000 円
公平委員会委員	年額	21,000 円

（2） 附属機関の委員

区分	報酬の額	
個人情報保護審査会委員	日額	9,000 円
情報公開審査会委員	日額	9,000 円
行政不服審査会委員	日額	9,000 円
公務災害補償等認定委員会委員	日額	9,000 円
公務災害補償等審査会委員	日額	9,000 円
指定管理者審査委員会委員	日額	9,000 円